

# Business News

第220号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。またBusiness Newsを定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号では、平成29年度税制改正の2回めとして所得税の改正ポイントについて、小嶋税務会計事務所より寄稿いただきました。

## 平成29年度税制改正（2）所得税

平成29年度税制改正から、所得税に関する主な改正のポイントをご案内いたします。

### 1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

- (1) 平成30年分以後の所得税から配偶者控除額および配偶者特別控除額が見直されます。控除額38万円（満額）の対象となる配偶者の給与収入金額（年収）の上限が、103万円から150万円（合計所得金額85万円）に引き上げられます。この控除額は配偶者の年収が150万円を超えると、38万円から段階的に減額されます。
- (2) 納税者本人に所得制限が導入されます。本人の給与収入金額（年収）1,120万円（合計所得金額900万円）を超えると控除額が段階的に減額となり、1,220万円（合計所得金額1,000万円）を超えると控除額は無くなります。

### 2. 積立NISAの創設

積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して、定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立NISA」が創設されます（年間投資上限額40万円、非課税期間20年）。現行のNISAとは選択適用となります。

項目	現行NISA	積立NISA
対象者	20歳以上の居住者等	居住者等
非課税年間投資上限額	120万円（平成27年分以前は100万円）	40万円
非課税期間	投資した年から最長5年間	投資した年から最長20年間
投資可能期間	平成26年から平成35年	平成30年から平成49年
非課税対象	上場株式、上場新株予約権付社債、公募株式投資信託、ETF、REITなど	公募等株式投資信託（※）
口座の開設と勘定の設定	非課税口座を開設 非課税管理勘定を設定	非課税口座を開設 累積投資勘定を設定

（※）株式投資信託でその受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの。

今回の税制改正では、女性の社会進出を促すことも目的に、配偶者控除の適用を受けられるいわゆる「103万円の壁」が見直されました。しかし、働く側にとっては、社会保険の被扶養者から外れて自ら社会保険料を負担することとなる「130万円の壁」のほうが、手取りに与える影響が大きいと言えます。そのため、「130万円の壁」に関する改正がなされないと、実質的な働き方は以前と変わらないのではないかという意見もあります。

※その他詳細は、財務省HP「税制改正の概要」をご覧ください。

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/index.html](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html)

（小嶋税務会計事務所）